

事 務 連 絡
令和 2 年 1 0 月 2 2 日

都道府県教育委員会担当課
指定都市教育委員会担当課
都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業
実践事例集の改訂について

このたび、文部科学省では、平成 3 0 年 9 月に作成しました「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集」を改訂しました。（令和元年度本事業における、1 3 自治体による高等学校の取組事例を追加しております。）

つきましては、各都道府県教育委員会においては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人担当課におかれては、附属学校に対して、本事例集について御周知いただきますようお願いいたします。

各教育委員会、学校において、通級による指導担当教員に求められる専門性を整理し、通級による指導担当教員等を対象とした研修の企画・立案の際の参考とするなど、本事例集を御活用いただきますと幸いです。

実践事例集は下記 URL からダウンロードいただきますようお願いいたします。
○発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1421549.htm)

【担 当】

初等中等教育局特別支援教育課支援総括係
齊藤、初山

電話 03-6734-3199
FAX 03-6734-3737